

電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証について

2018年8月23日
総務省
総合通信基盤局

諮問の概要

- 平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、法律の施行(平成28年5月21日)から3年後にその施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となってきた。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成27年改正法の施行状況を含め、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について諮問を行う。

答申を希望する事項

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| (1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン | (5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方 |
| (2) 通信基盤の整備等の在り方 | (6) 消費者保護ルールの在り方 |
| (3) ネットワーク中立性の在り方 | (7) その他必要と考えられる事項 |
| (4) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 | |

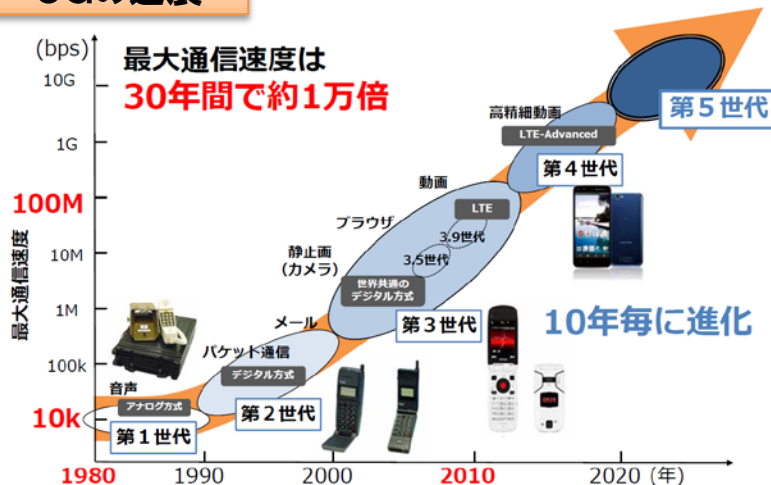
スケジュール

- 2018年9月に電気通信事業政策部会での議論を希望。
- 2019年6月を目途に中間答申、同年12月を目途に最終答申を希望。

情報通信を取り巻く環境の変化

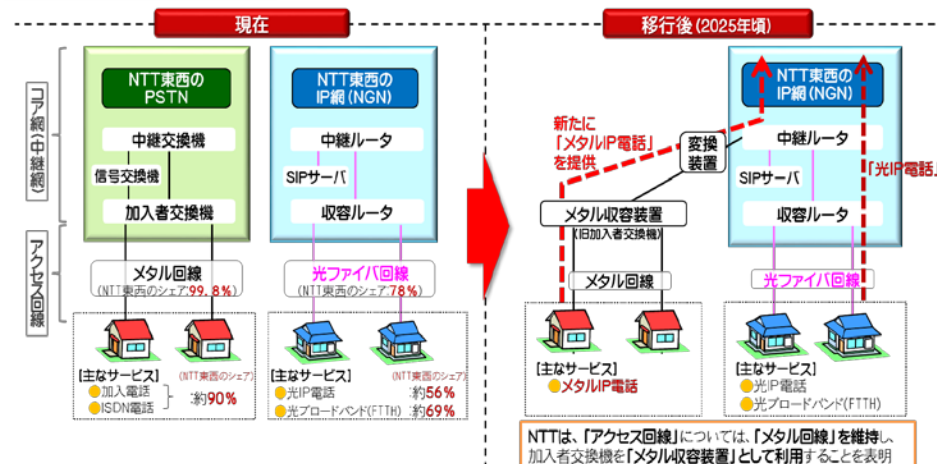
- 情報通信は、我が国の経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしており、2020年から2030年にかけて、5G(第5世代移動通信システム)の進展、ネットワークのIP化や仮想化の進展といった技術革新、プラットフォームサービスの拡大等の市場構造の変化等により、大きな環境変化が見込まれている。

5Gの進展



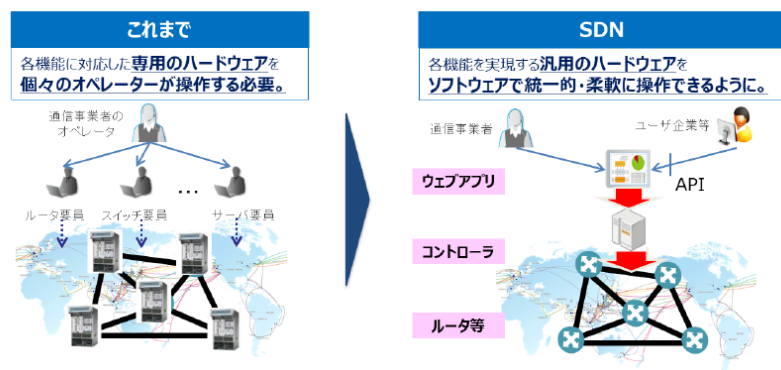
IP化の進展

NTT東西のIP網への移行(イメージ)



ネットワーク仮想化(SDN、NFV)の進展

ソフトウェアによるネットワーク運用



プラットフォームの事業拡大

アップル	91.1
アルファベット(グーグル)	70.4
マイクロソフト	61.7
フェイスブック	53.9
アマゾン	50.5

主なICT企業の時価総額(単位:兆円)

(参考)日本のICT企業

NTT	11.0
NTTドコモ	9.8
ソフトバンク	9.5

(出典)情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会(第10回)事務局資料、電話網移行円滑化委員会(第36回)NTT東日本・西日本資料、情報通信審議会「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第二次中間答申(概要)、日経新聞記事を基に総務省作成

プラットフォーム
(アプリケーション)

コアネットワーク

アクセス回線

利用者

■ 通信ネットワーク全体に関するビジョン

2030年頃の実現が見込まれる通信ネットワークの未来像を踏まえ、電気通信事業政策の在り方を包括的に検討する。

■ プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

通信の秘密の保護等の観点から、利用者情報の適切な取扱いを確保するための方策等について検討する。

■ ネットワーク中立性の在り方

プラットフォーム事業者を含む関係者間のネットワークに係る費用負担や利用の公平性についてのルールの在り方、利用者に対する透明性の確保の在り方等について検討する。

■ 通信基盤の整備等の在り方

モバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討する。

■ モバイル市場の競争環境の確保の在り方

多様なニーズに対応するMVNOの役割増大が見込まれていること等を踏まえ、MNOによるMVNOへのネットワーク提供条件の同等性・透明性の確保に係る方策等について検討する。

■ 消費者保護ルールの在り方

サービスの多様化・複雑化を踏まえ、消費者保護ルールの在り方について検討する。

■ その他必要と考えられる事項

○電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号。平成28年5月21日施行) 附則第9条

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年(平成31年5月21日)を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考)平成27年電気通信事業法改正の改正事項

1 電気通信事業の公正な競争の促進

■ 光回線の卸売サービス等に関する制度整備

・公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現するため、光回線の卸売サービス等に事後届出制等を導入

■ 禁止行為規制の緩和

・様々な業種との連携を可能とし、IoT等の多様な新サービス・新事業を創出するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和

■ 携帯電話網の接続ルールの充実

・MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者の携帯電話網の接続ルールを充実

■ 電気通信事業の登録の更新制の導入(合併・株式取得等の審査)

・主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合、公正競争に与える影響等を審査するため、登録の更新を義務付け

2 電気通信サービスの利用者の保護

■ 書面の交付・初期契約解除制度の導入

・契約内容を容易に確認できるよう、契約締結書面の交付を義務付けるとともに、一定期間、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 不実告知等の禁止

・料金などの利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止

・勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置

・代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、電気通信事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

3 ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

■ ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

・大規模な事業者等に対し、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出、会計の整理・公表等を義務付け